

審第 2 2 5 7 号－1
答 申 第 3 6 5 号
令和 7 年 8 月 8 日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 1 1 月 2 2 日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 3 4 号

令和 5 年 9 月 2 5 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 8 月 2 日付け
〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月2日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年7月10日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇のトラブルについて〇〇署の職員に通報した件について私と〇〇署の職員とのやりとりが分かる、〇〇署が保有する警察相談票及び110番受理処理結果票。私が通報に使用した電話番号は、〇〇です。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書1」という。）及び「110番受理処理結果票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 受理番号〇〇」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和5年9月25日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和5年11月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

（1）本件審査請求の趣旨

110番受理処理結果票及び警察相談票の全ての黒塗り部分の開示を求める。

(2) 本件審査請求の理由

訴訟の提出用資料として、黒塗りされた相手方の氏名が必要である。
書類の当時の状況が所々黒塗りされており、詳細が判然としない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

本件文書1は、審査請求人が千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）に相談した警察相談において作成された文書である。

本件文書2は、審査請求人が行った110番通報について千葉県警察本部で受理した際、通報内容やその処理結果等を記録した文書である。

(ウ) 事務の内容

a 本件文書1は、警察相談に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

(a) 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

(b) 警察相談票の作成

i 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

ii 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。

b 本件文書2は、通信指令業務に関する事務で作成されたものであ

る。

同業務は、通信機器を使用して千葉県警察本部地域部通信指令課通信指令室及び警察署通信室の行う指揮命令、事件事故の手配、通報、照会等の業務をいう。

110番により通報を受理したときは、事案の内容を通信指令システムにより、所轄警察署長に連絡するとともに、その処理状況等を110番受理処理結果票に記録することとされている。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

- a 法第78条第1項第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号。以下「条例」という。）第4条及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年千葉県規則第12号。以下「規則」という。）第3条の該当性

本文書1の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名、本文書2の受理者欄、指令者欄、指令受者欄及び処理者欄の氏名（以下、4において「本件職員氏名等情報」という。）

法は、審査請求人に係る保有個人情報の開示請求権を保障する一方で、法第78条第1項第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ及びハに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

さらに、条例第4条は規則で定める警察職員を除く公務員等の氏名について、不開示情報の例外として定めている。

本件職員氏名等情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

以下、同号ただし書及び条例第4条について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、本件職員氏

名等情報は警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、第三者に提供する法令や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、不開示該当性の判断にあつては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示するもので、本件職員氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示する規定である。

本件職員氏名等情報は、職及び職務遂行の内容に係る部分には該当しないため開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) 条例第4条は、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条第2号ハに掲げる情報のうち同号ハに規定する公務員等（警察職員であつて規則で定めるものを除く。）の氏名（同条例第8条第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するものを除く。）」について不開示情報の例外とする規定である。

そして「警察職員であつて規則で定めるもの」については、規則第3条第1号で「警部補以下の階級にある警察官」、また同条第2号で「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定められている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名について不開示とすることを規定しており、本件職員氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため警察職員であつて規則で定めるものの氏名に該当する。

- (e) 小括

以上のことから、本件職員氏名等情報を不開示とした決定に誤りはない。

b 法第78条第1項第2号の該当性

法第78条第1項第2号については、前記aに述べたとおりである。

(a) 本件文書1の取扱者欄の職員番号及び本件文書2の下部欄外の職員番号（以下、4において「本件職員番号情報」という。）

警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。

また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、本件職員番号情報は、法第78条第1項第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

(b) 本件文書1の相手方欄の一部及び相談の要旨欄の一部（以下、4において「本件第三者情報」という。）

本件第三者情報は、相手方の氏名及び生年月日を記載しており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

本件開示請求及び本件文書からも審査請求人が同情報について既に知っているのかは明白ではなく、本件第三者情報は、法第78条第1項第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

c 法第78条第1項第7号の該当性

法第78条第1項第7号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報を定めており、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報をいう。

(a) 本件文書1の取扱者欄の警電番号

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の

情報通信網の一つであり、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

- (b) 本件文書1の人身安全関連欄（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (c) 本件文書1の指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄（以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

警察署で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

そして、本件調査判断情報2については、相談内容に基づく、警察における以後の取扱方針を記載しており、これらを開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (d) 本件文書1の危険度判定欄及び措置区分欄（以下、4において「本件調査判断情報3」という。）

本件調査判断情報3は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断しており、開示請求者以外の関係者の情報を含めて判断するものであり、これらを開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示するこ

とになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招くほか、同種事案及び犯罪を企図する者の目に触れた場合、公益のためである警察活動に著しい支障を及ぼす対策を取られてしまう要因になるおそれがあるなど、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(e) 小括

以上のことから、本件文書 1 の警察電話情報及び本件調査判断情報 1 から同 3 は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

d 法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号の該当性

本件文書 1 の措置結果（別紙）1 欄の一部（以下、4 において「本件警察対応等情報」という。）

法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号については、それぞれ前記 a 及び c に述べたとおりである。

本件警察対応等情報は、警察が行った警察相談業務に関して、警察相談の相手方の申立内容等開示請求者以外の個人に関する情報を記載している。

よって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件警察対応等情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、訴訟の提出資料として相手方の氏名が必要であること、当時の状況が判然としないことから全ての黒塗り部分の開示を求めると主張しているが、実施機関は、前記（2）のとおり、法律等の規定に基づいて、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考えます。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記 3（1）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたと

ころ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、審査請求人から〇〇警察署になされた警察相談について、当該相談の処理のため、警察職員が審査請求人から当該相談の内容を聴取した後、その要旨や措置結果等を記載した警察相談票であると認められる。

本件文書2は、審査請求人からなされた110番による通報について、通報内容や処理状況を記録した110番受理処理結果票であると認められる。

イ 警察官の氏名及び印影について

(ア) 実施機関は、本件文書1の決裁欄の係長以下の印影及び取扱者欄の氏名並びに本件文書2の受理者欄、指令者欄、指令受者欄及び処理者欄の氏名について、法第78条第1項第2号、条例第4条及び規則第3条に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名又は印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

なお、条例第4条は公務員等の氏名を不開示情報から除く旨を定めているが、規則第3条第1号により「警部補以下の階級にある警察官」の氏名は不開示情報に該当するとされている。そして、本件決定で不開示とされた氏名及び印影は、警部補以下の階級にある警察官のものである。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 職員番号について

(ア) 実施機関は、本件文書1の取扱者欄の職員番号及び本件文書2の下部欄外の職員番号について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求

人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 相手方欄の一部及び相談の要旨欄の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書1の相手方欄の一部及び相談の要旨欄の一部の記載内容について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 警電番号について

(ア) 実施機関は、本件文書1の取扱者欄の警電番号について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

カ 警察相談票の人身安全関連欄及び危険度判定欄について

(ア) 実施機関は、本件文書1の人身安全関連欄及び危険度判定欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載するこ

ととされている。

人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報を開示した場合、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

キ 警察相談票の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について
(ア) 実施機関は、本件文書1の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するものである。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、保有個人情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになることにより、警察がとり得る措置を発動する基準が明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられることとなる可能性を否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮がとれなくなる可能性も否定できない。

本件文書について確認したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

ク 警察相談票の措置結果（別紙）1欄の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の措置結果（別紙） 1 欄の不開示部分について、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、当該情報は、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

よって、当該情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当し、同項第 7 号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 1 1 月 2 2 日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 7 年 6 月 2 6 日	審議（令和 7 年度第 3 回第 2 部会）
令和 7 年 7 月 2 4 日	審議（令和 7 年度第 4 回第 2 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 2 部会